

福岡県公報

令和7年12月12日
第 654 号

目 次

告 示 (第662号 - 第674号)

○道路の区域の変更	(道路維持課) 1
○道路の供用の開始	(道路維持課) 2
○公金事務の委託に係る告示	(文化振興課) 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) 3
○指定納付受託者の指定について	(財産活用課) 3
○公金事務の委託に係る告示	(財産活用課) 3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) 4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) 4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) 4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) 5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) 5

公 告

○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課) 5
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課) 6
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課) 6
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課) 6
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(介護保険課) 6

公安委員会

○福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に

関する規則の一部を改正する規則	(警察本部情報管理課) 6
○福岡県公安委員会電子署名規則	(警察本部総務課) 7
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部情報管理課) 8
○意見募集の結果の公示	(警察本部総務課) 8
○教習指導員審査の実施	(警察本部運転免許試験課) 8

警察本部

○電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等の一部改正	(警察本部情報管理課) 10
---	----------------------

海区漁業調整委員会

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(漁業管理課) 20
内水面漁場管理委員会	
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(漁業管理課) 20

告 示

福岡県告示第662号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
朝倉	県道	朝倉小石原線	前	朝倉市黒川1654番3先から 朝倉市黒川1649番先まで	5.0 ～ 12.1	107.0
			前	朝倉市黒川1654番3先から 朝倉市黒川1649番先まで	5.0 ～ 14.1	115.9

		後	朝倉市黒川1654番3先から 朝倉市黒川1649番先まで	5.0 ～ 12.1	107.0
--	--	---	---------------------------------	------------------	-------

福岡県告示第663号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年12月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	朝倉小石原線	朝倉市黒川1654番3先から 朝倉市黒川1649番先まで

福岡県告示第664号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の収納に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

株式会社オークコーポレーション

(2) 住所又は事務所の所在地

東京都渋谷区笹塚一丁目62番3号

2 委託した公金の収納に関する事務に係る歳入

「太宰府博覧会と鎮西博物館－明治時代の博物館構想－ 図録」の販売に係る売上

金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年3月24日

4 委託をした日

令和7年10月20日

福岡県告示第665号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年12月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	須磨園南原線曾根	京都郡苅田町大字新津865番50先から 京都郡苅田町大字新津631番23先まで

福岡県告示第666号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)

田川	県道	八香春線	前	田川郡添田町大字落合3153番1先から 田川郡添田町大字落合3109番5先まで	6.1 ~ 19.4	330.8
			後	田川郡添田町大字落合3153番1先から 田川郡添田町大字落合3109番5先まで	6.1 ~ 19.4	330.8

福岡県告示第667号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年12月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	八香春線	田川郡添田町大字落合3153番1先から 田川郡添田町大字落合3109番5先まで

福岡県告示第668号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定納付受託者として指定する者の名称及び事務所の所在地

(1) 名称

アマノマネジメントサービス株式会社福岡支店

(2) 事務所の所在地

福岡市博多区住吉一丁目2番25号

2 指定した日

令和7年8月19日

3 対象となる歳入

本庁舎一般外来駐車場の利用に係る使用料のうち、納付者が法第243条の2の5第3項の規定により準用する法第243条の2の4第2項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の19に定める方法以外の方法により納付を行うもの

福岡県告示第669号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の収納に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び事務所の所在地

(1) 名称

アマノマネジメントサービス株式会社福岡支店

(2) 事務所の所在地

福岡市博多区住吉一丁目2番25号

2 委託した公金の収納に関する事務に係る歳入

本庁舎一般外来駐車場の利用に係る使用料のうち、納付者が法第243条の2の5第3項の規定により準用する法第243条の2の4第2項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の19に定める方法により納付を行うもの

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年8月19日

4 委託をした日

令和7年8月19日

福岡県告示第670号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市屏字ゴウラ509

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第671号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市屏字平原157、158、字アシサコ317の1、317の2、字ゴウラ514の2、515の

2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第672号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市東畑字タシロタニ121の1・144の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字タシロタニ121の1、144の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第673号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

宮若市犬鳴字金山394の3

2 指定の目的

水源の涵養 かんよう

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第674号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字頂吉字舟木ヶ迫より大切迄1671の28、1671の29

2 指定の目的

水源の涵養 かんよう

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市庭内字鶴269番5、271番3及び271番10

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福津市内殿897-2 プルニエ5 B204

三井 晴貴、三井 麻優

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市中央一丁目2066番2、2066番4から2066番6まで、2066番8、2066番12及び2107番9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市花見南二丁目13番13号

社会福祉法人未来福祉会

理事長 薄 秀治

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市武丸字今里1063番5及び1063番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市武丸1060番地

株式会社伊豆本店

代表取締役 河邊 哲司

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字与原字文久2081番1、2082番1、2082番2、2082番4、2083番1、2084番3、2107番3、2108番1から2108番3まで、2109番1から2109番5まで、2110番1から2110番7まで、2111番1、2111番2、2112番1から2112番4まで及び2113番1から2113番3まで並びにこれらの区域内の道路・水路である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区芝浦一丁目1番1号

野村不動産株式会社

代表取締役社長 松尾 大作

公告

福岡県老人福祉法施行細則の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和7年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和7年12月12日から令和8年1月16日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県保健医療介護部介護保険課に備え置きます。

公安委員会**福岡県公安委員会規則第19号**

福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年12月12日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成30年福岡県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号を次のように改める。

(3) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第2条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 処分通知等 法第3条第9号及び情報通信技術利用条例第2条第8号に規定する処分通知等をいう。

第5条第3項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

第5条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 福岡県公安委員会等は、第1項の規定により申請等を行う者が、第2項に規定する事項を入力し、又は送信する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、福岡県公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力し、又は送信するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力又は送信を要しないこととすることができる。

第7条第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第5条第1項又は第2項の規定による入力又は送信が困難である場合

第7条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。

第13条中「第9条」を「第12条」に改める。

附 則

この規則は、令和7年12月15日から施行する。

福岡県公安委員会規則第20号

福岡県公安委員会電子署名規則を制定し、ここに公布する。

令和7年12月12日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会電子署名規則

（趣旨）

第1条 この規則は、福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が取り扱う電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（電子署名）

第2条 公安委員会による電子署名は、その職務上作成した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）が真正なものであることを認証することができるようにする必要がある場合に行うものとする。

（補則）

第3条 公安委員会の電子署名を行うために用いる符号、公安委員会の電子証明書（電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項

がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。)の発行、管理その他必要な事項は、福岡県警察本部長が定めるところによる。

附 則

この規則は、令和7年12月15日から施行する。

福岡県公安委員会告示第366号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則（令和7年福岡県公安委員会規則第19号）を制定したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和7年12月12日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和7年国家公安委員会規則第19号）が制定され、警察行政手続オンライン化システムの運用を開始することに伴い、福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成30年福岡県公安委員会規則第1号）の一部を改正するものであるが、その内容は、令和7年7月11日から同年8月9日までの間、警察庁長官官房企画課が意見公募を実施して定める規則と実質的に同一の内容であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の施行の日

令和7年12月15日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部警務部情報管理課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第367号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県公安委員会電子署名規則（案）について、令和7年10月1日から同月30日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和7年12月12日

福岡県公安委員会

1 規則の題名

福岡県公安委員会電子署名規則（令和7年福岡県公安委員会規則第20号）

2 規則の公布の日

令和7年12月12日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったので、原案のとおり規則を制定することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部総務部総務課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第368号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

令和7年12月12日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。
。

3 審査の方法

規則第12条に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別
令和8年1月19日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	
令和8年1月20日（火曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで		北九州市門司区大字畠120番地 イルモータースクール門司	普通、大型第二種及び普通第二種免許
令和8年1月26日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで	技能	北九州市八幡西区御開三丁目38番1号 八幡自動車学校	大型、中型、準中型、大型特殊及び牽引免許
令和8年1月27日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		糟屋郡新宮町美咲一丁目5番53号 レインボーモータースクール福岡	大型二輪及び普通二輪免許
令和8年1月28日（水曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで			

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
なお、免許情報記録個人番号カードによる場合は、これを提示すること。
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	15,100円
普通免許	12,000円

大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	9,950円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,850円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面

- ※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。
郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、110円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
- ※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

- ※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

- ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和8年1月5日（月曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

- イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和8年1月5日（月曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

- (1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係
郵便番号 811-1392
所在地 福岡市南区花畠四丁目7番1号
電話番号 092-566-2892

警察本部

福岡県警察本部告示第72号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（令和3年5月福岡県警察本部告示第31号）の一部を次のように改正し、令和7年12月15日から施行する。

令和7年12月12日

福岡県警察本部長 住友 一仁

1中「次の表の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる条項に基づく手続等」を「別表に掲げる法令の名称及び条項に基づく手続等」に改め、1の表を削る。

3中「スキヤナ（これに準ずる画像読み取り装置を含む。）」を「デジタルカメラ、スキヤナその他の画像読み取り装置」に改める。

4を次のように改める。

4 申請等を行った者を確認するための措置

(1) 公安委員会等情報通信技術活用規則第5条第3項ただし書に規定する措置は、次に掲げる措置とする。

ア 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この4において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下この4において「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下この4において「

ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置

イ あらかじめ付与された識別符号及び暗証符号を用いて申請部分に接続する措置
ウ ア及びイに規定するもののほか、申請等の性質に照らして適切な措置として福岡県警察本部長が指定する措置

- (2) 公安委員会等情報通信技術活用規則第5条第3項第4号に規定する電子証明書は、ふくおか電子申請サービス（福岡県が運営する福岡県が所管する手続等を電子情報処理組織を使用する方法で処理するためのシステムをいう。）において利用することができる電子証明書とする。
- (3) 公安委員会等情報通信技術活用規則第6条ただし書に規定する措置は、次に掲げる措置とする。

ア 公安委員会等情報通信技術活用規則第5条第1項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信する措置
イ あらかじめ付与された識別符号及び暗証符号を用いて申請部分に接続する措置
7を次のように改める。

7 処分通知等を行った福岡県公安委員会等を確認するための措置

(1) 公安委員会等情報通信技術活用規則第9条第2項ただし書に規定する措置は、あらかじめ付与された識別符号及び暗証符号を用いて処分通知部分に接続する措置とする。

(2) 公安委員会等情報通信技術活用規則第10条第2号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、公安委員会等情報通信技術活用規則第5条第1項に規定する方法によって福岡県公安委員会等に届け出るものとする。

(3) 公安委員会等情報通信技術活用規則第11条ただし書に規定する措置は、あらかじめ付与された識別符号及び暗証符号を用いて処分通知部分に接続する措置とする。
7の次に次の別表を加える。

別表（1関係）

法令	条項
----	----

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）	第5条第1項 第5条第4項 第7条第1項 第7条第5項 第7条の2第1項 第7条の2第3項 第7条の3第1項 第7条の3第3項 第9条第1項 第9条第3項第1号 第9条第3項第2号 第9条第4項 第9条第5項 第10条第1項 第10条の2第2項 第10条の2第5項 第10条の2第7項 第20条第2項 第20条第4項 第20条第10項において準用する第9条第1項 第20条第10項において準用する第9条第3項第2号 第24条第6項 第27条第1項 第27条第2項 第31条第2項 第31条第3項 第31条の2第1項 第31条の2第2項 第31条の5第3項において準用する第31条第2項及び第3項 第31条の7第1項	第31条の7第2項において準用する第31条の2第2項 第31条の12第1項 第31条の12第2項において準用する第27条第2項 第31条の16第2項 第31条の16第3項 第31条の17第1項 第31条の17第2項において準用する第31条の2第2項 第31条の23において準用する第5条第1項 第31条の23において準用する第5条第4項 第31条の23において準用する第7条第1項 第31条の23において準用する第7条第5項 第31条の23において準用する第7条の2第1項 第31条の23において準用する第7条の2第3項 第31条の23において準用する第7条の3第1項 第31条の23において準用する第7条の3第3項 第31条の23において準用する第9条第1項
---------------------------------------	--	---

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）	第31条の23において準用する第9条第3項第1号	第5条第1項
	第31条の23において準用する第9条第3項第2号	第5条第2項
	第31条の23において準用する第9条第4項	第7条の2第2項
	第31条の23において準用する第9条第5項	第7条の2第4項
	第31条の23において準用する第10条第1項	第7条の2第5項
	第31条の23において準用する第10条の2第1項	第5条第1項
	第31条の23において準用する第10条の2第5項	第5条第4項
	第31条の23において準用する第10条の2第7項	第7条第1項
	第33条第1項	第7条第2項
	第33条第2項	第8条第1項
	第38条の2第3項	第10条第1項
	第44条第1項	第10条第3項
	第40条第2項	第10条の2第1項
風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）	第45条	第10条の2第2項
	第55条第2項において準用する第45条	第18条第2項
	第61条第2項において準用する第45条	古物営業法（昭和24年法律第108号）
	第66条第2項において準用する第45条	第6条
	第72条第2項において準用する第45条	第14条の2
	第1条第1項	第19条の4
	第3条第1項	第19条の9第2項
		第19条の11第1項
		第19条の13第1項第1号
		第19条の13第1項第2号
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）		第19条の13第1項第3号
		第22条第1項
		第25条第1項
		第25条第4項
		第25条第5項
		第26条第1項
		第26条第2項
		第28条第1項
		第19条第1項

	第19条第4項において準用する第17条第7項	第7条第3項
	第19条第4項において準用する第17条第8項	第9条
	第50条の2第1項の規定による読み替え後の第17条第1項	第79条第1項
	第50条の2第1項の規定による読み替え後の第17条第7項	第59条第5項
	第50条の2第1項の規定による読み替え後の第17条第8項	第59条第9項
	第50条の2第1項の規定による読み替え後の第24条第1項	第59条第10項
	第50条の2第1項の規定による読み替え後の第24条第3項	第62条の3
	第50条の2第1項の規定による読み替え後の第25条第1項	第50条
火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）	第2条	第18条第5項
	第3条	第31条の2
獵銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）	第8条	第3条第1項第11号及び第12号
	第9条第4項	第3条第2項
	第11条第2項において準用する第9条第4項	第3条第3項
質屋営業法（昭和25年法律第158号）	第2条第1項	第3条の2第2項
	第4条第1項	第4条の2第1項
	第4条第3項	第4条の3第1項
	第8条第4項	第5条の3第3項
	第9条第1項	第5条の4第3項
	第14条第2項	第7条第2項
	第28条第3項第1号	第7条の3第1項
	第28条第5項	第7条の3第2項
質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）	第7条第2項	第9条の4第1項
		第9条の4第2項
		第9条の5第2項
		第9条の6第2項
		第9条の9第1項
		第9条の9第2項
		第9条の10第2項
		第9条の13第1項

	第9条の13第3項において準用する第7条第2項	第103条第2項において準用する第102条第3項
	第9条の16第1項	第103条第2項において準用する第102条第5項
	第10条の8第1項	第106条
	第10条の8第4項	
	第21条の3第1項第4号	
	第22条の2第1項	指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）
	第22条の3第2項	第13条
	第23条	
	第25条第5項	第15条の3第1項
	第29条第1項	第45条の2第2項
銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）	第31条第2項	第45条の2第3項
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）	第4条第2項 第4条第4項 第5条第3項 第6条第3項 第12条第2項 第20条 第26条 第36条 第39条第1項 第40条 第46条第1項 第46条第2項 第54条 第80条 第90条第2項 第97条 第100条第2項 第100条第4項 第102条第3項 第102条第5項	第74条の3第5項 第74条の3第9項 第75条第10項 第75条の12第2項 第75条の16第1項 第75条の16第3項及び第4項 第78条第1項 第78条第2項 第78条第4項 第78条第5項 第89条第1項 第91条の2第1項 第94条第1項 第94条第2項 第98条第2項 第99条第1項 第100条の2第5項 第101条第1項 第101条の2第1項 第101条の2の2第1項 第101条の6第1項 第104条第2項

	第104条の2の2第6項において準用する第104条 第104条の4第1項 第105条の2第1項 第107条の5第4項において準用する第104条 第107条の7第2項 第108条の4第2項 第108条の30第3項 第108条の32の2第1項第3号イ及びハ 第108条の32の2第1項第3号ロ 第108条の32の3第1項第3号イ 第108条の32の3第1項第3号ロ 第37条の7第1号 第52条第2項及び第5項	第29条の2の3第3号 第29条の2の5第1項第4号 第29条の2の5第4項 第29条の2の6第4項 第30条の10第1項 第30条の11第1項 第31条の5第3項 第36条 第38条第2項第1号 第38条第10項第1号 第38条の2 第38条の4第3項 第38条の4の2第3項 第38条の4の2の2第3項
道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）	指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号） 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号） 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）	第4条第1項 第4条第3項 第11条 第13条 第14条 第2条第1項 第4条 第3条第1項 第5条第2項 第7条第2項 第8条第1項 第8条第2項 第11条第1項 第13条第2項 第15条第2項
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項 第6条の3の5 第8条第1項 第8条の5第1項 第9条の19第2項 第18条の2の3第2項 第18条の5 第22条第3項 第26条の3第2項 第26条の4第3号 第26条の5第6項 第28条の2において準用する第22条第3項	

		第16条第1項において準用する第8条第1項		第7条第7項
		第16条第1項において準用する第8条第2項		第7条第8項
道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）		第5条第1項 第5条第2項 第6条第1項 第8条第1項 第17条第2項		第16条第1項
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）		第4条第2項第4号 第7条第1項 第7条第3項	自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第4条第1項ただし書
確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）		第2条第1項及び第3項において準用する道路交通法第51条の8第6項 第7条第1項 第9条第2項 第10条第2項 第10条第5項において準用する第9条第2項 第11条第1項 第13条第1項 第13条第2項	自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）	第5条第1項
大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号）		第2条第1項 第4条第1項	警備業法（昭和47年法律第117号）	第5条第1項 第7条第1項 第9条 第10条第1項 第11条第1項 第11条第3項において準用する第11条第1項 第12条第1項 第12条第2項 第16条第2項 第16条第3項において準用する第11条第1項 第17条第2項において準用する第11条第1項
運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）		第4条第1項第4号 第4条第2項第4号 第8条第1項 第8条第3項		第17条第2項において準用する第16条第2項 第22条第5項 第22条第6項 第22条第8項 第23条第5項において準用する第22条第5項
福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）		第4条第2項 第4条第6項 第4条第7項 第7条第3項		

	第23条第5項において準用する第22条第6項 第40条 第41条 第42条第3項において準用する第22条第5項 第42条第3項において準用する第22条第6項	第8条第2項 第8条第3項 第10条第1項 第10条第2項
警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）	第21条 第42条第1項 第63条第1項において準用する第42条第1項	行政手続法（平成5年法律第88号） 第21条第1項 第29条第2項 第36条の3第2項
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）	第4条第1項 第7条第2項 第10条 第12条第2項において準用する第7条第2項 第13条において準用する第4条第1項	聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号） 第4条第1項 第4条第2項 第5条第1項 第6条第1項 第7条第2項 第9条第2項 第10条第1項 第14条 第19条第1項 第24条第1項において準用する第4条第1項 第24条第1項において準用する第4条第2項 第24条第1項において準用する第14条 第24条第2項
警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）	第9条第1項 第12条第1項 第12条第2項 第14条第1項 附則第10条	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号） 第17条第1項
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）	第10条 第13条 第23条第1項	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成7年政令第192号） 第3条の2 第3条の3 第3条の4
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号）	第19条	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号） 第56条の27第1項
犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）	第3条第1項 第3条第2項 第3条第4項 第8条第1項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号） 第21条 第22条 第23条
		不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号） 第9条第1項

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第5条第1項		第35条第1項
	第8条第1項		第36条
	第9条第1項及び第2項		第37条第1項
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）	第7条第1項		第37条第3項
	第7条第2項		第38条第1項
探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）	第4条第1項		第41条第3項
	第4条第2項		第51条第2項
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）	第6条第1項		第61条において準用する第13条第1項
	第8条		第61条において準用する第15条第3項
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第9条第1項		第61条において準用する第19条第1項
	第11条第2項		第61条において準用する第27条第1項
	第13条第1項		第61条において準用する第31条第1項
	第15条第3項		第61条において準用する第32条第1項
	第15条第6項		第66条第1項において準用する第13条第1項
	第19条第1項		第66条第1項において準用する第15条第3項
	第22条第1項		第66条第1項において準用する第19条第1項
	第22条第2項		第66条第1項において準用する第27条第1項
	第22条第3項		第66条第1項において準用する第30条第2項
	第22条第4項		第66条第1項において準用する第31条第1項
	第23条		第66条第1項において準用する第32条第1項
	第25条第2項及び第3項		
	第25条第2項		
	第25条第3項		
	第26条		
	第27条第1項		
	第29条第5項		
	第30条第1項		
	第30条第2項		
	第31条第1項		
	第31条第3項		
	第32条第1項		
	第33条		
	第34条		

	第66条第1項において準用する第33条	第6条の4第1項
	第66条第1項において準用する第34条	第17条第1項
	第66条第1項において準用する第35条第1項	第19条第2項
	第66条第1項において準用する第36条	第6条
	第66条第1項において準用する第38条第1項	第3条第1項
	第82条第2項	第3条第2項
	第83条第1項	第4条第1項
	第84条	第5条第1項
行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）	第3条第1項	第6条第1項
	第3条第2項	第8条第1項
	第18条において準用する第3条第1項	第9条第1項
	第18条において準用する第3条第2項	第10条第1項
	第19条第1項において準用する第3条第1項	第13条
	第19条第1項において準用する第3条第2項	第18条第1項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項	第26条
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）	第9条	第28条第2項及び第3項（第1号イ及び第2号イを除く。）
	第13条	第31条第1項
災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）	第33条第1項	第32条
	第33条第2項	第33条第1項
災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）	第6条の3第1項	第41条
	第6条の4第1項	福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）
大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）	第12条第1項	第25条第1項
	第12条第2項	第25条第2項において準用する第21条第2項及び第3項
大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）	第6条の3第1項	福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）
		第16条第3項
		第16条第4項
		第17条第1項
		第18条第1項
		第20条第3項
		第21条第1項
		第24条第4項
		第27条第1項

福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年福岡県公安委員会規則第5号）	第7条第1項 第9条第1項 第24条第2項において準用する第9条第1項
福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）	第14条の2第2項 第14条の2第7項
福岡県暴力団排除条例施行規則（平成22年福岡県公安委員会規則第3号）	第7条
福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年福岡県条例第69号）	第3条第1項 第3条第2項 第18条第1項
福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成25年福岡県公安委員会規則第1号）	第16条第2項 第17条第3項 第17条第4項
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する手続規程（昭和36年福岡県警察本部訓令第16号）	第4条第1項 第6条第1項 第6条の2第1項 第6条の2第2項 第7条第3項 第8条第2項 第11条第1項 第13条第2項 第14条第1項 第14条第2項 第15条 第15条の2第1項 第16条第1項 第16条第2項 第16条の2 第18条第1項

海区漁業調整委員会

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の全部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。

令和7年12月12日

福岡県連合海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

1 意見を募集しなかった理由

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則及び知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（令和7年福岡県規則第42号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 施行日

令和7年12月12日

内水面漁場管理委員会

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の全部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。

令和7年12月12日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 佐々木 和之

1 意見を募集しなかった理由

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則及び知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（令和7年福岡県規則第42号

) の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかつたものです。

2 施行日

令和7年12月12日